



## 主体的な主権者教育を推進しよう

7月に予定されている参議院議員選挙では、18歳の誕生日（7月10日が投票であれば、7月11日の誕生日まで）を迎えた高校生が選挙権を持ちます。

文科省は、「私たちが拓く日本の未来」と題した高校生むけの副教材と教職員用の指導資料を配付し、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」を通知しました。

県内の高校や支援学校高等部では、県・市町村選挙管理委員会などの協力を得て、選挙の意義や実際、政治のしくみや課題の学習にとりこんでいます。

県教委は、文科省の通達を受けて、生徒の構外における政治活動等については家庭の理解のもと生徒が判断し行うものであり、原則的に届出制とする必要はないとしています。

高教組は、子どもたちが平和で民主的な社会の担い手となるように、主権者教育を主体的に推進すべきと考えます。そのため主権者教育推進のための原則を以下のように提案しますので、積極的な職場討論をお願いします。

### ☆「主権者教育4原則」（案）

- I 主権者教育は、平和で民主的な社会の形成者を育成することを目的に行う。
- II 主権者教育は、すべての教育段階で、学校の教育活動全体を通して行われるものである。
- III 主権者教育の一環として、以下の点に留意し創意ある政治的教養の教育実践を行う必要がある。
  - (1) 政治的論争がある問題は、論争があるものとして公平に扱う。
  - (2) 子どもたちの関心・利害に基づく政治参加能力を獲得させる。
  - (3) 外国籍にルーツのある子どもたちも包摂する。
  - (4) 政治的教養の教育は、「政治的中立性」に則った指導を行う。
- IV 「政治的中立性」とは、「特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治活動」（教育基本法第14条第2項）の禁止のみを意味し、いかなる拡大解釈もしない。

全国では、主権者教育の一環として、実際の選挙日程に合わせ、「未成年者模擬投票」を実施してきた学校があります。選挙権の有無に関わらず、主権者としての自覚を促す教育として注目を浴びています。

## 高等学校等の生徒による政治的活動等に係る制限に関するQ & A

岩手県教育委員会

### Q1 今回の通知に係り、学校の規則を変更する必要があるか。

変更する必要がある場合がある。通知のとおり、生徒による政治的活動等の制限について各校において基準を定めることから、その基準が従来の学校の基準及び規則と異なる場合には、学校の規則について変更する必要があると考えられる。校則等の変更については、生徒会による議決等が必要な場合もあると考えられることから、各学校において定められた手続きにしたがい適正な方法で進められる必要がある。

また、各校の基準及び規則について、全校集会、入学オリエンテーション、PTA総会等において生徒及び保護者に対して説明したり、印刷物の配付やホームページへの公開等、各学校や地域の実態に応じて適切な方法で周知すること。

### Q2 今回の通知に係り、学校の懲戒基準を変更する必要があるか。

基本的には変更する必要はない。各学校の懲戒基準においては、犯罪行為や学校の規則に違反する行為について明示されており、生徒による政治的活動に係る問題行動はそれらの基準に含まれるものと考えられる。ただし、懲戒基準は各学校の実情を踏まえ定められるものであり、必要に応じて、各校の判断により生徒による政治的活動に係る問題行動を明示することは可能である。

問題行動を起こした生徒の指導については、平成22年12月21日付け教学第903号において通知した「懲戒に関する基準等の整備について」の趣旨を踏まえ指導に努めていただきたい。同通知で参考資料として提示した「標準指導／処分例」を例にすると、公職選挙法違反は、問題行動の内容における「その他の犯罪行為」に含まれるものと解される。また、構内での選挙活動・政治的活動に係る制限又は禁止に係る違反行為についても、「その他本校の規則に違反する行為」に含まれるものと解される。

これまで同様に、懲戒に関する基準をあらかじめ明確にし、生徒や保護者に周知するとともに、内規等にしたがって適正な手続きを定めることが必要である。

### Q3 生徒の構外における政治的活動等について、届出制とする必要があるか。

原則的に届出制とする必要はない。公職選挙法等の改正の趣旨を踏まえ、各学校においては、生徒の政治的教養を育み、生徒による自主的な政治的活動等を尊重することが求められており、届出制とすることでその活動を萎縮させることになってはならない。

ただし、各学校においては、生徒の政治的活動等が、違法若しくは暴力的な政治的活動等になりうるおそれが高いものと認められる場合、当該生徒及び他の生徒の学業や生活に支障があると認められる場合、生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、その支障状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することができることから、各校の判断により届出制をとることは可能である。届出制をとる場合でも、生徒の「思想及び良心の自由」等の基本的人権を侵害しないよう留意しなければならない。

放課後、休日等の学校の構外で行われる生徒の政治的活動等は、家庭の理解の下で行われるものであり、生徒の実態把握や安全確保については、家庭や地域との緊密な連携により進められることが肝要である。